

お知らせ

Press Information

2010 年 4 月 1 日

メルセデス・ベンツ E 350 BlueTEC (ブルーテック) が クリーンディーゼル自動車導入費補助制度の対象に

- ・ 輸入車として初の適用
- ・ 最大 40 万円のクリーンディーゼル自動車導入費補助金を受ける事が可能
- ・ E 350 BlueTEC の受注は 500 台を突破、E クラスの約 30% がクリーンディーゼル車に

メルセデス・ベンツ日本株式会社(以下 MBI、社長:ニコラス・スピークス、本社:東京都)は、経済産業省が行っているクリーンエネルギー自動車等導入事業において、「メルセデス・ベンツ E 350 BlueTEC」が、輸入車として初めて、4 月 1 日から次世代自動車振興センターが公募を開始する平成 22 年度クリーンディーゼル自動車導入費補助制度^{*1}の対象となったことを発表しました。

この制度は、クリーンディーゼル車のベース車両となるモデルとの差額の 1/2 が補助されるもので、新世代クリーンディーゼルエンジンを搭載した「メルセデス・ベンツ E 350 BlueTEC」の場合、最大 40 万円の補助金を受ける事ができます。

その結果、エコカー減税(環境対応車普及促進税制)により免税となる自動車取得税、自動車重量税と併せて最大で約 82 万円の優遇となります。ただし、この制度を活用した場合、新車購入補助制度^{*2}(環境対応車への買い替え・購入に対する制度)を併用することはできません。

E 350 BlueTEC は 2 月 24 日の発売から約 1 ヶ月で 500 台以上を受注しました。これは同期間の E クラス受注数のおよそ 30%にあたります。MBI ではこのたびの制度適用により、クリーンディーゼル車の販売拡大にさらに弾みがつくことを期待しています。

【注意点】

- ・ クリーンディーゼル自動車導入費補助制度は新車購入補助制度と併用できません。
- ・ E 350 BlueTEC はエコカー減税（環境対応車普及促進税制）が適用されるため自動車重量税、取得税は免税です。
- ・ 平成 22 年度応募要領: www.cev-pc.or.jp/CEV/diesel/diesel-top.html

【優遇額試算表】

* 本制度(クリーンディーゼル自動車導入費補助制度)を利用した場合

	自動車重量税	自動車取得税	補助金	優遇額合計
セダン	60,000 円	342,000 円	400,000 円	802,000 円
ワゴン	60,000 円	357,000 円	400,000 円	817,000 円

* 新車購入補助制度を利用した場合

	自動車重量税	自動車取得税	新車購入補助金	優遇合計額
セダン	60,000 円	342,000 円	250,000 円	652,000 円
			100,000 円	502,000 円
ワゴン	60,000 円	357,000 円	250,000 円	667,000 円
			100,000 円	517,000 円

上段(250,000 円):新車登録から 13 年以上経った車を廃車して購入した場合

下段(100,000 円):経年車を廃車せず購入した場合

【リリース文中の補足情報】

- *1 クリーンディーゼル自動車導入費補助制度の補助金の適用は、現金でのご購入またはリースのみに限定されます。また、補助金を受けた場合は、6 年間の保有義務が生じます。万一、6 年以内に譲渡、廃棄などが行われた場合、補助金を返納する義務が生じます。受付ならびに交付金の交付は、次世代自動車振興センターを通じて行われます。
- *2 新車購入補助制度は、最初の登録等から 13 年に達した経年車を廃車して一定の環境性能を有する車を購入、または古い車の廃車を伴わなくとも環境性能に優れた車を購入する場合に補助金が交付される制度です。なお、クリーンディーゼル導入費補助制度を利用しない場合には、E 350 BlueTEC は新車購入補助制度の適用対象となります。